

北海道再生!!

—人に温かい道政—

道政ニュース



高橋とおる

発行 2021年秋～冬号 No.76

高橋とおる事務所

〈自宅〉函館市美原4丁目2番14号

TEL・FAX 47-0867

岸田総理になって、すぐに解散・総選挙となり、その結果はご存じの通りです。安定多数となった与党の行う政治が、私たちの暮らしにどのような影響を与えるのでしょうか。国民の多くがこの政権を信

任しましたが、決して白紙委任状を与えた訳ではありません。私たちは北海道に関わる課題に政権がどのように対処するの

船長が代わった日本丸



東京パラリンピック車イスラグビー銅メダリスト池崎大輔選手と(10/22)

響、海水温が及ぼす魚種の変化と水揚げの減、原発汚染水の海洋放出と風評被害等、地域課題では、高レベル放射性廃棄物最終処分場、住民の足であるJR北海道の赤字路線への関与、CO2削減契約と国内唯一の釧路コールマイン炭鉱の維持、ダメージを大きく受けた観光関連産業の回復、地方交付税や地域医療確保等、共通課題では、所得増が実感できる分配、子どもの貧困解消と学生の学費負担軽減、教育の格差解消、女性やひとり親の貧困、下流老人への対処、一向に歯止めのかからない少子化対策、多様性を受け入れる寛容な社会、持続可能なSDGs等々、少なくとも解決の芽は見せて欲しいものと思います。

鈴木知事も、全道12区の与党候補者全ての応援演説に駆けつけたのですから北海道の問題は遠慮すること無く求めるべきです。とりわけ、コロナ禍によって収入が途絶えた、または減少した方々への支援は待ったなしです。

知事として地域創生臨時交付金の拠出を求めて、緊急に支援を必要とする道民に届くようにするべきです。新しい船長はどのように応えてくれるでしょうか。

第3回定例道議会報告

第3回定例道議会は、9月14日に開催、令和3年度一般会計補正予算、「出産育児一時金の増額を求める意見書」などを可決し、10月8日に閉会しました。今定例会の後段には9月26日執行の旭川市選出道議会議員補欠選挙を勝ち抜いた「宮崎アカネ氏」が会派の仲間となりました。

さて、定例会は冒頭に道議補欠選挙費1億2千万円を先議、続いて鈴木知事から新型コロナウイルス対策など当面措置を必要とする経費など総額773億700万円の一般会計補正予算案が提出されました。

内容は、8月以降の道の休業や時短要請等の影響を受けた事業者への支援として30億7900万円、ワクチンの個別接種を促進する費用として149億800万円、職域接種促進支援として5億500万円などとなっております、これによって

令和3年度一般会計は、総額3兆4819億5900万円となりました。代表質問では、道内におけるコロナ対策について、これまでの検証や今後の重点施策の実施、道独自の規制やそれに関わる支援、ワクチン接種、公表基準の見直し、生活困窮者への支援、子どもへの影響などを質しましたが、総じて従来の取り組みの域を出ず、道の上乘せ支援策や道民への発信など知事の独自性は陰を潜めてしまいました。

このほか、国のグリーンエネルギー戦略に沿った「ゼロカーボン北海道」の基本戦略、農業政策では高温・干ばつの影響と対策、水産業では昆布や近海魚などの不漁対策、林業では森林資源活用事業の支援、環境政策では人里へ出没するヒゲマシカ対策、人権施策では「北海道人権施策推進基本方針」の具体的取り組み、東京五輪に

おける札幌開催と30年冬季札幌大会の誘致への影響、ヤングケアラーへの具体的支援策等について知事の考え方を質しました。なお、ヤングケアラーについては年度内に条例を制定する考えが知事から示され、今後は

本会議での一般質問

副議長の任が解かれて初めての本会議となった第3回定例会で、およそ3年ぶりの一般質問を行いました。今回は、6月に国会で強行採決された「重要土地等調査法」に関わる知事の姿勢について、「道議会の一問一答制導入に関する知事答弁について」、「看護学生の授業料免除に関する支援について」、「大間原発・泊原発の避難計画、フクシマ原発の汚染水海洋放出について」の4項目を質問しました。

施設（自衛隊、米軍基地、原発等）の周辺約1km範囲に有る土地及び建物の所有者の個人情報等を調査することを目的とする法律で、この調査には外国人だけでなく日本人も含まれます。

函館市では、広野町の自衛隊函館駐屯地、末広町の海上自衛隊函館基地、

所管委員会で条例の素案や関係者からの意見聴取、パブリックコメントの状況などを経て、年明けの第一回道議会定例会で条例案を審議する事になりますので、より実態に即した条例になるように努力して参ります。

館基地隊、海岸町の第一管区海上保安本部函館保安部・函館空港敷地内には同航空基地が存在し、この周辺1km範囲といえ、左図のとおり範囲となり、この範囲に土地と建物を所有する方の個人情報等を調査出来ることとなります。所有者の住所・氏名等は登記簿や住民基本台帳の閲覧で調査出来ますし、既に防衛省はその情報は入手していま



国民保護関係機関周辺図

すから、それ以外の個人の属性を調査するのが主目的になる事が懸念されています。

総務省統計局によると、個人の属性には「住所、氏名、年齢、学歴、宗教、イデオロギー、趣味、病歴、配偶者の有無、配偶者の出自、子どもの居住地、友人関係、渡航歴等々」等が含まれ、社会的属性には「勤務先、勤務先での地位、収入、正規か非正規か、勤務状況、通勤時間、勤務上の知友人、休暇取得状況、情報通信機器の使用状況、所属している団体など」が含まれる事になっています。

法ではこれらの情報を総理大臣が求めることが出来ますが、個人の情報については最小限とし、情報保護には最善を尽くすことになっていきます。詳細は今後の政令で明らかになります。住民基本台帳や登記簿などで判る程度の情報では無いことは想像に難くありません。

そして、この法律の制定

を平成26年から求め続けていたのが北海道知事なのですから、その真意を明らかにすべきと質問しました。

しかし残念ながら知事の答弁は「法の詳細な内容については、今後、政令や基本方針によって定められることから国の動向を注視し

看護学生の就学支援

て参りたい」と、全く当事者としての認識が薄く、この法律によって属性を含めた個人情報に政府が掌握される事の重大さ、そして人権侵害にも及ぶことさえも想像できない無自覚さを表していました。

地域で看護師として働きたい希望を持ちながら、経済的に困窮している世帯の学生に、道は返済を免除する修学資金貸付制度を用意しています。この貸付の条件として、今年度から医療の偏在を招かないように卒業後、札幌市・旭川市・函館市の医療機関に就職した場合には返還免除の対象としないこととしました。

このことにより、道の支援金と併せて民間病院からの奨学金を併用することが出来なくなりました。

例えば、A町の高校生が卒業後、看護師養成機関で免許を取得した後、祖父母

卒業後の病院が札幌市・旭川市・函館市に所在する場合、制度として道の支援金は受けられないか、あるいは返還しなければなりません。

そうならば、この看護学生は、道の支援金を受けずに民間病院の奨学金だけを受けて、医療過疎の地方には戻らず、結果として看護師の偏在は解決しません。生徒の置かれている環境は様々で、それらに柔軟に対処する事が必要であり、条件の緩和を見直すことを提言しました。

知事からは、「看護職員の養成に関わる幅広い関係者の声を伺いながら、看護職員の確保について、不断の検証を行い、見直しに努めてまいります。」と、見直しに向けた答弁を引き出す事が出来ました。

コロナ禍におけるいれまでの取り組み

○宿泊療養施設

新規感染者の増加が顕著

となり、医療施設の感染症病床が重症者・中等症者で埋

まる事から、政府は各自治体に対し、軽症者用の宿泊療養施設の設置を指示し、函館市は当初、競輪場内の選手宿泊施設を改修し準備しましたが、課題もある事から道の危機管理感染症対策指揮室に申し入れを行い、ホテル1棟貸し切る事として「東横イン函館駅前」を宿泊療養施設としましたが、その後も新規感染者が増え続け、2棟目の必要性が高まり、これも道の指揮室に要請し、「ユニゾン・エクスプレス函館駅前」を指定しました。9月末から新規感染者数も徐々に落ち着き、今に至っています。

○小売店などへの支援

感染のパンデミック化が進み、外出への制限が実施されました。

人流に制限をかけたことから、政府はコロナ前と比較して売り上げが50%以下となった中小法人や個人事業者に、「事業継続支援金」を、そこで働く労働者が自宅待機などとなった場合に「雇用調整助成金」などが

支給されますが、とりわけ飲食店への対処として、政府は地方創生臨時特別交付金を自治体に交付し、その権限を知事に付与しました。

当初は鈴木知事も飲食店や生活に欠かせない食料品店（スーパー等大型店を除く）を中心に特別支援金の申請を受付けていましたが、朝市でお土産等を中心に販売をされている団体から相談があり道と協議、例えば鮭でも市民が購入すれば食料品、観光客が購入すればお土産と、その区別は付かないことから、食料品を扱っている商店は全て対象とする事を要請し実現しました。

また、飲食店への規制のうち、酒類の提供時間が午前11時からとなっていました。これも函館の朝市関係者からの要望を道のコロナ指揮室に伝え、酒類提供開始時間については、制限を撤廃させる事も出来ました。

○多くの事業を対象に休業や時短による売り上げの影響は直接商品を提供する業種だけでは無く、広範囲に及ぶことから、道の関係部長に要請し、酒や食材を提供する業種、おしほりや清掃など飲食業に提供されるサービス業などに拡大、さらに、外出・往来自粛要請による影響を受けた事業者として、旅館、ホテル、観光施設、タクシー、バス、理・美容院、マッサージ、クリーニング、塾等およそ100種以上の職種に拡大する事も出来ました。

○医療への支援
感染症の第4波が訪れ、市内でも市立函館病院や国立病院機構函館病院で受け入れていた重症病床の不足が懸念されて来ました。医療の逼迫です。

この状況を懸念されていた市内の公的病院から、私へ重症患者受け入れの意思がある事を告げられ、函館市長・保健福祉部長と面談の場を作った結果、新たに重症病床を増床し、医療体制を確保することが出来たほか、遅々として進まな

かったワクチン接種についてもこの病院に協力していただき、外来を休診して接種会場を確保し、医師・看護師も提供、1日数百人規模の集団接種にご協力いただきました。

また、国は3回目のワクチン接種を決定し各自自治体へ指示をし、2回目接種から概ね8か月が経過した医療従事者から始める予定となつていきます。

その後、高齢者や基礎疾患のある人や介護施設の従事者ら優先接種対象者に広げ、64歳以下の一般接種となりますので、医療従事者の確保などの接種体制が必要となります。

今後第6波に備え、体制を強化して参ります。

高橋とおるホームページ

私、高橋とおるが活動の中で感じる国政や道政等に関する想いを随時掲載しています。是非ご覧下さい。

<http://www.t-tooru.com/>

写真で見る主な活動

※詳しい活動報告はホームページに掲載しています。



環境生活委員会（8/3）



第3回定例会本会議（9/29）



日本海側における昆布の磯焼け対策に関する要請



道南地域平和運動フォーラム街頭宣伝行動（8/15）

核も戦争もない平和な21世紀を！
不戦の日8・15街頭宣伝行
～道南地域平和運動フォーラム～